

食安監発 1102 第 1 号
平成 23 年 11 月 2 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

生食用食肉の監視指導について

標記については、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号、以下「規格基準」という。)の改正が本年 10 月 1 日より施行され、9 月 12 日付け食安発第 0912 第 7 号にて、本規格基準の遵守について関係者への周知・指導をお願いしているところです。

近時、一部の報道等において、客の求め等に応じて、規格基準に適合しない生食用食肉を提供している店舗があるとされています。

本規格基準は腸管出血性大腸菌による食中毒により、多くの死亡者や重症者が報告されたことを受けて設定されたものであることを踏まえ、下記について特段の対応をお願いします。

なお、客の求めであっても、規格基準に適合しない可能性のある生食用食肉を提供し食中毒が発生した場合には、食品衛生法に違反することは当然のことですが、提供した事業者が生産物賠償責任保険に加入していたとしても、保険金の支払い対象にならないとされていることも情報提供願います。

記

1. 本規格基準の遵守について、改めて、関係事業者への監視・指導を徹底すること。
2. 特に夜間営業の飲食店について、営業時間内の監視・指導を実施すること。
3. 「消費生活事犯対策ワーキングチームの検討結果について」(平成 21 年 7 月 7 日付け食安監発 0707 第 4 号)に基づき、悪質な事案や健康被害をもたらす事犯については、その悪質性、広域性等を総合的に勘案し、警察関係行政機関等との連携や告発等、厳正な措置を講じること。